

令和4年第2回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第76号

令和4年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年6月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第2回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月17日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

9番 三 好 郁 雄 10番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

教育民生常任委員長、総務常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月16日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会委員6名が出席し、第2回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第5 議案第3号 まんのう町児童館条例の廃止について

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））

日程第7 議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

日程第8 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、三好郁雄君、10番、白川皆男君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月10日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長及び執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第4号の2議案です。

初めに、議案第3号 まんのう町児童館条例の廃止について、執行部より、条例には勝川児童館、中通児童館、祓川児童館の3児童館の設置を定めているが、3児童館全て休館中であること。児童館は、今後、児童の利用が見込めないことや耐震構造でないため改修には多額の費用を要することから、費用対効果を検討した結果、施設を廃止することとしたこと。祓川については、公園利用者からトイレ整備の要望があったため、その点については今後検討すること。また、社会教育委員会に諮問した結果、利用者数の減少及び施設整備の費用対効果の観点から廃止が妥当との結論だったこと。また、近隣の公民館を代替施設とし、児童が気軽に楽しめる居場所づくりを図ることの要望があったことの説明がありました。

委員より、祓川児童館は地域住民の方に十分説明して休館することとしていたが、現在

までの経緯を知りたいとの質疑があり、執行部より、近隣の自治会、保護者などの関係者に周知している。また、卓球関係者から卓球場として使用したいとの要望があったが、耐震の問題上、利用は難しいと説明し、理解していただいている。今後は四条公民館に卓球台を設置できないか検討したいとの答弁がありました。

委員より、中通児童館の中にふるさと資料館があるが、資料館の今後の運営についてはどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、現在、利用者には個別に対応している。今後検討したいとの答弁がありました。

委員より、祓川児童館の費用対効果はどのように算出したのか、数字を基に説明を求める意見があり、執行部より、概算見積りを依頼したところ、耐震診断に100万円強、耐震工事に5,000万円強の費用が必要になる。令和2年度の利用状況は1日当たり平均5.3人で年々減少している。これは公民館や放課後児童クラブ等が充実したことにより、そちらの施設を利用する児童が増えているためと推測しているとの答弁がありました。

委員より、祓川児童館は隣接している祓川公園に屋外トイレがないため、公園を利用する人が児童館のトイレを使用している。児童館の廃止後は屋外トイレの整備を早急に実施してほしいとの意見があり、執行部より、祓川公園の利用団体からも要望が出ており、現在、計画中である。早ければ、今年度、整備できるように考えているとの答弁がありました。

次に、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））の説明があり、契約方法は条件付一般競争入札、契約金額2億7,500万円、契約の相手方はまんのう経常建設共同企業体で、工事内容は建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事の三つになり、吊り天井のほか空調設備やエレベーター、音響関係などの改修となるとの説明がありました。

委員より、利用者や施設関係者の要望を集約し、専門家と十分な協議をして進めてほしいとの意見がありました。

委員より、現在、オーケストラが演奏するときなど、臨時に使用しているステージ張り出しを常設として、その部分にも照明が当たるように考えてほしい。ステージと客席が近いほうが施設の機能が上がるとの意見があり、執行部より、照明が当たるように計画しているが、音楽関係だけでなく、多目的に利用できる照明として考えているとの答弁がありました。

また、委員より、マイクを使用しない団体のことも考えて、音の反響には十分配慮してほしいとの意見がありました。

また、委員より、ピンマイクの整備について、音楽関係用、それ以外の講演会用など、使用環境別に整備してほしいとの意見がありました。

以上が質疑等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条

の規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町児童館条例の廃止について、全会一致で可。議案第4号 工事請負契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

6月13日、全員協議会室におきまして、委員全員出席、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長同席し、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号の1議案です。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の所管部分で行った質疑の報告がありました。報告されたものはタブレットの委員長報告に入れておりますので、御覧ください。

それでは、付託案件について審査であった質疑、意見等及び結果を報告いたします。

議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、執行部より、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,553万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億2,053万2,000円とする。歳入については、民生費国庫補助金として、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び同事務費補助金、合わせて830万円の増額、土木費県補助金において、砂防堰堤関連県補助金153万2,000円の増額、また、前年度繰越金570万円を増額していること。

次に、歳出は、民生費1,400万円の増額で、住民税の非課税世帯のうち、独り親を除く世帯に対して子供一人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業費の830万円と、昨年度実施した未来応援給付金事業費の国庫補助金余剰額の返還金57

0万円を計上していること、また、土木費153万2,000円増額は、河川改良費における砂防堰堤関連の公共補償としていることの説明がありました。

委員より、子育て世帯生活支援特別給付金事業の支給対象者は令和4年度の住民税の非課税世帯となっているが、今年の1月以降にコロナで世帯の経済状態が急変した場合は対象になるのか、また、相談はどこに行けばいいのかとの質疑があり、執行部より、支給対象の条件の中に、令和4年1月1日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯も含まれるとなっていることから、1月以降に収入が住民税非課税相当になった場合も対象になると思われる。所管課は福祉保険課となっているとの答弁がありました。

以上が質疑等の報告です。

なお、討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第3号 まんのう町児童館条例の廃止について

○白川正樹議長 日程第5、議案第3号 まんのう町児童館条例の廃止についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町児童館条例の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））

○白川正樹議長 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和4年度まんのう町町民文化ホール吊り天井改修工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第7、議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第8、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第75条の規定に基づき、各常任委員長より所管事務の継続調査について、また、議会運営委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うための継続調査についてそれぞれ

れ申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

各委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前9時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員